

精華町教育委員会会議 議事録

令和5年（第11回）

1 開 会 令和5年11月29日(水) 午後2時30分
閉 会 令和5年11月29日(水) 午後4時30分

2 場 所 精華町立図書館 集会室

3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員
井上委員 高岡委員

4 欠席委員 なし

5 出席事務局職員

浦本教育部長 有城総括指導主事
俵谷学校教育課長
川畑学校教育課担当課長(学校給食担当)
田原生涯学習課長 平井学校教育課主幹

6 傍聴者 2名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第11回教育委員会会議の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和5年第10回教育委員会会議の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 教育長報告事項

11月1日、第40回相楽地方中学校音楽交流会が木津川市のアスパアやましろで開催された。この交流会は各中学校の校内で優れた成績を収めたクラスが出場する、順位や成績を競うものではない合唱の交流である。コロナ

禍の間は一時中断していたが昨年再開され、既に40回の歴史がある。大変良い歌声を聞かせてもらった。

1月5日、2023健康・スポーツ交流フェスティバルがむくのきセンターで開催された。このフェスティバルは従来の町民運動会の後継事業として1回目の開催をしたところでコロナ禍となり、その後3年間中断していたが、4年ぶり2回目の開催となった。精華町スポーツ協会が主催して取り組まれているもので、親子連れなどたくさんの方が来られて、アリーナで様々な室内スポーツ、ニュースポーツに取り組まれていた。多目的ホールでは健康福祉環境部による健康に関する諸取組や講演会などもあり、こちらは比較的年齢層の高い方々が参加されていた。

1月8日、精華町自治功労者の会である春秋会の研修があり、精華西中学校に隣接する島津製作所基盤技術研究所を訪問し、従来の研究施設の後方に増築された新しい施設を見せていただいた。理事者と町の各部長が参加した。

1月9日、10日の2日間で、全国町村教育長会の近畿ブロック総会が京都府を会場に開催された。私は開催地のホスト役として取り組んだが、近畿の各町村の代表が集まられた中で、初日は昨今の教員不足の問題についての情報交換などを話し合った。翌日は研修会として、修繕修理を進められている妙法院の庫裡の現場を視察した。妙法院とは三十三間堂を管理されているお寺で、天台宗の門跡寺院である。

1月11日、京都府地域クラブ活動推進事業の公開地域クラブ活動として、京都廣学館高校を会場に行われたけいはんなユースウインドオーケストラの練習を視察する会が催された。けいはんなユースウインドオーケストラはこれまでもご報告しているとおり、文化庁の実証事業として、精華町では中学校部活動の地域移行の文化系の取組と位置づけて取り組んでいるものである。京都府内では文化系でこのような取組をしている自治体が他に無いため、京都府と他市町村から大変注目されており、京都府教育委員会、山城教育局、他市町村の担当者などが集まって、練習風景を視察した上で取組の成果と課題について話し合った。

1月13日、京都府の府内市町（組合）教育委員会研修会があり、委員全員に参加いただいた。京都大学の明和政子教授による人間の脳の発達過程や子どもの発達とマスクの問題などについての講演を聴講した。

1 1月19日、せいか祭り2023と第20回精華町子ども祭りが同時開催され、せいか祭りは約3万7,000人、子ども祭りは約3,000人が来場したと報告されている。今年の子どもの祭りは残念ながら京都廣学館高校や精華中学校の吹奏楽部が出演できなかったという事情があったが、そういった中でも新たなステージを組立てて、なかなか楽しい取組になったと考える。来年はもっと盛り上げていきたい。

1 1月25日、第34回相楽地方小学校駅伝大会が木津川市の不動川公園で行われた。精華台小学校が1位と4位、そして川西小学校が2位となり、本町の小学校が良い成績を収めている。

(4) 議決事項

議案第31号 令和5年度精華町議会定例会12月会議提出議案に係る意見聴取について（令和5年度精華町一般会計補正予算（第6号））

教育部長 【提案説明】

教育に関する補正予算額として、歳出で1,207万2,000円の増額補正となっている。

小学校管理運営事業として634万4,000円、また、中学校管理運営事業として572万8,000円を計上している。

まず、小学校管理運営事業は、燃料価格の高騰による電気料金単価の上昇に加え、夏季の外気温上昇に伴う空調設備等の運転による使用量の増加により、当初予算要求時に見込んでいた光熱水費に対して約630万円の不足が見込まれるため、予算を追加計上するもの。なお、補正額の財源は全て一般財源となっている。

次に、中学校管理運営事業は、小学校と同様の理由により電気料金が増加したことに加えて、中学校においては今年度からプール授業が再開されたことにより水道使用量が増加したため、当初予算要求時に見込んでいた光熱水費に対して約570万円の不足が見込まれるため、予算を追加計上するもの。こちらも補正額の財源は全て一般財源である。

また、給食管理運営事業だが、令和5年度当初予算にて振興特別基金繰入金と一般財源により予算措置した学校給食費補助金について、今回、京都府が同補助金への充当が可能な「こどもの給食臨時交付金」を新たに創設されたため、その活用を図ることとして財源更正を行うもので、641万7,000円を計上している。

【委員からのご意見】

松下委員 世界情勢の悪化や新型コロナウイルスがまだ少し尾を引いているということもあって、我々の生活も物価の上昇で非常に困窮しており、教育費予算にも当然現在の情勢が反映されてくるとは理解している。また、中学校の給食についても防災食育センター建設に関わり事務局が大変苦勞され、給食開始までたどり着いたことは評価している。

中学校管理運営事業においてプールの再開により水道使用量が大きく増加しているという説明だが、小学校管理運営事業では水道使用量に関する説明がないので、小学校ではコロナ禍の中でも変わらずプールの授業をしていたのだろうか。

併せて、附属資料を見ると小学校の電気使用量は減っており、外気温上昇に伴う空調設備等の運転による使用量の増加という説明と少し合致しないかと思う。中学校は電気料金も上がっているので気になった。

また、質問ではなく意見として、今年も学校を訪問して学校の様子を見せてもらったが、その際、物価高騰で電気も水道も料金が上がっているので、節水や節電についても今後ご指導を願えたらと思ったので、よろしくお願ひしたい。

学校教育課長 まず水道料金の関係だが、今回、中学校での予算の不足はプールの授業開始に伴ってと説明させていただいたが、昨年の令和4年度は、コロナ禍の中でも小学校はプールの再開に踏み切ったが、中学校はまだ少し難しいのではないかと判断し、3校共プールの授業を中止されたことで、プールの授業の対応が分かれた。予算の算定、積算は過年度の実績ベースで行うため、今回、コロナの5類移行もあり小中学校共にプ

ールの授業を実施する形になったことで、前年の実績をベースに算定等をしていた中学校では水道料金が不足する事態になったものである。

また、小学校の電気料金についてはご指摘のとおり微減の見込みにはなっているのだが、コロナ禍以前の状況との比較において電気使用量が増加しているという説明とご理解いただけたらと思う。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第32号 精華町立学校における医療的ケア実施要綱制定について
教育部長 【提案説明】

まず、本要綱の制定に至った背景について説明させていただきます。

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活や社会生活を営むために、恒常的に呼吸管理や喀痰吸引などの医療行為が必要な児童生徒、いわゆる医療的ケア児が増加しており、また、その実態も多様化し、医療的ケア児やそのご家族が個々の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている。

そのようなことから、令和3年6月には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が公布され、同年9月に施行されたが、この法律では、各地方公共団体は自主的かつ主体的に医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すること、また、学校の設置者は設置する学校に在籍する医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有することが定められた。

本町においても、来年令和6年の4月以降、医療的ケアを必要とする児童生徒の受入れを開始していく想定であることから、医療的ケア児の受入れと医療的ケアを安全かつ適正に実施するため本要綱を制定し、教育委員会を中心に学校、保護者、医療機関等の関係者が連携して対応することで、医療

的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族が安心して子どもを育てることができる社会の実現に向けて取り組んでいく。

続いて、要綱の各条項について説明させていただく。

第1条は、趣旨として本要綱を定める理由について規定するもの。

第2条は、本要綱中の「医療的ケア」という用語の定義を規定するもの。

第3条は、本要綱の対象者について規定するもの。

第4条は、学校における医療的ケアは、学校に配置する看護師、または、看護師が不在などの場合は保護者が実施することを規定するもの。

第5条は、医療的ケアを実施するための条件について各号に列挙したもの。

第6条は、医療的ケアの実施に係る手続について規定するもの。

第7条は、学校に設置する医療的ケア安全委員会について規定するもの。

第8条は、医療的ケアの実施において校長が担う役割を規定するもの。

第9条は、校長が教育委員会に対して行う各種報告について規定するもの。

第10条は、緊急時の対応に係る体制について規定するもの。

第11条は、医療的ケアの実施において学校看護師の役割について規定するもの。

第12条は、同じく医療的ケアの実施において保護者が果たす役割について規定するもの。

第13条は、本要綱による医療的ケアの実施に係る費用の負担区分について規定するもの。

第14条は、この要綱に定めのない細かな事項については内規等により別途定めることを規定するもの。

最後に、附則として、令和6年4月1日からの施行としているが、施行前においても必要な準備行為を行うことができることを規定している。

【委員からのご意見】

井上委員 1点目は、この医療的ケア児とは京都府にどれぐらい今おられるのか。厚生労働省の発表では全国で約2万人とあったのだが。

2点目は、第4条の看護師だが、これはどういう形で配置するのか。

3点目は、第7条の校内に安全委員会を設置するということだが、構成メンバーを見ると、各学校の保健主事と保健委員会で代用できるのではないかとも思うが、医療的ケア児については学校にはより高度な安全配慮が求められるので、この安全委員会にはやはり教育委員会の担当者も入ってもらほうが良いのではないか。

教育部長 まず1点目の京都府の医療的ケアの対象の児童生徒数についてのご質問だが、統計情報としては把握していない。しかし、既に木津川市や八幡市など近隣では市町村レベルでも受け入れておられるところが増えてきた。我々も今回この要綱を制定するにあたって先行する市町の内容を聞かせていただき、今回要綱の制定に至ったという状況である。来年から精華町内でも1名入学されると想定しているが、それ以降も毎年のように対象児童が見込まれるので、受け入れた子どもが学校生活を十分に送れるよう対応するため看護師を任用するものである。

2点目の看護師の任用形態については、現時点では、精華町で直接任用して必要な各校に配置するという形で考えている。先行する他市町では、本町が考えているような形で直接任用しているところもあるし、人材派遣の形をとられているところもある。本町で直接任用の形を考えているのは、やはり子どもの学校生活を医療的な部分で支援していただく方が頻繁に交代するような配置ではなくて、しっかりその子ども

に寄り添っていただく、専任でついていただけるような配置にしたいと考えている。

直接任用は募集が難しく、特に現在は看護師は人が見つからず非常に大変な状況ではあるが、そこは何とか手を尽くして探していきたいと考えている。

3点目の教育委員会の関わりについてだが、要綱にあるように安全の確保がまず第一で、安全委員会は学校内の組織ということで、第一義的には医療的ケア児は学校で生活をするので、学校が中心になって動いていただくわけだが、もちろん教育委員会も学校を支援していく考えである。特に今回は初めての受入れとなり、学校現場も当然分からないことや戸惑いなどがあり、また、様々なことが起こると思うので、そういう部分については教育委員会としても精一杯現場を支援する立場で取り組みたいと考えている。

川村教育長 1点目の質問について、以前少し気になって調べたことがあり、古い情報ではあるが、2019年に京都府医師会が医師会内の乳幼児保健委員会に諮問した時の答申では、京都市域で149人、京都市を除く府域で89人、全部で238人という数字が報告されている。

松下委員 来年から対象の子どもさんが入学してくるため、その対応を求められるということで理解した。

子どもの医療的ケアには専門の方や学校体制も必要だが、実態としては、保護者に対するケアが必要となる場合がある。その対応のためのカウンセラー等の活用も少し考えていかなければならないと思う。

1点、第13条の経費の関係だが、実施に必要な医療機器、機具及び消耗品は保護者の負担とするとあるが、たしか本町の小中学生、高校生までは医療費無償の制度があるので、それとの関係はどうなるのだろうか。

教育部長 医療的ケア児には当然主治医の先生がおられる。学校も看護師、養護教諭を含めて、主治医の先生の指示を受けて医療的ケアを実施していくことになるが、主治医、保護者、学校

が緊密に連携を取りながら対応するという形で進めていきたい。

ご質問の費用負担の関係だが、ここで規定している機材の準備というのは、その子どもが医療的ケアをするのに必要な医療機材、例えば医療機関でかかっておられる糖尿病の自己注射の注射器など、通常の医療の中で病院から支給されているものを学校に持ってきてもらうということで、当然、医療費無償の部分は無償であるし、また、保護者が一部費用負担されて購入済みの医療機材を学校で使って医療ケアをするという形になるので、学校で何か医療用の資材、材料を購入することは原則発生せず、ケアに必要なものについては全て保護者が医療機関を通じて準備されることになる。

川村教育長 医療保険制度の中で医者にかかる保険対象内については自治体などの保険者が措置し、それを超えて自己負担が発生した時は保険対象外だということで、通常の制度運用と変わらない。

新司委員 子どもに対して同じ看護師に専任で来ていただくということはもちろん良いことだが、医療的ケアは毎日必要なので、その看護師はどのような勤務形態になるのか。

教育部長 看護師は子どもの登校から下校まで学校にいる形となる。看護師は複数名任用して対応していくことを現時点では想定している。看護師2人で子ども1人、または看護師3人で子ども2人といった形である。

当該看護師たちは基本は週4日で勤務いただく考えだが、子どもが登校せず医療的ケアの実施を要しない日については、例えば学校の保健室の養護教諭の補助をしてもらうといった形で勤務してもらいたいと考えている。

1対1で全て同じ看護師が対応できればよいのだが、子どもの登校の状況は一人一人違い、対象となる子どもの数が増えてくるとなかなか難しい。そのため複数名での対応になるにせよ、なるべく特定の看護師による対応となるよう努めていきたい。

高岡委員 本議案を受けて他の自治体の事例を調べてみたのだが、万が一必要な書類に不備があったり、保護者において準備が必要な機器を持参しなかったりという場合には、医療的ケアを受けない、ということについても同意するよう要綱等で求めている自治体もあった。この要綱案にはそのような同意項目がないと思うが、どのような対応を考えているのか。

教育部長 要綱の制定前であり、学校現場との具体的な運用についての調整はまだこれからである。しかし、基本的には家庭と学校は情報を密に共有しなければならず、学校側で配慮すべきことは当然多いので、保護者から子どもを引き継ぐ際には、ケアの実施に必要な書類等の受取りはもちろん、保護者から必要な聴き取りを行うことになるだろう。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第33号 精華町文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱制定について

教育部長 【提案説明】

本要綱の制定に至った背景について説明させていただきます。

文化財保存活用地域計画は、平成30年の文化財保護法の改正により新たに位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画で、地域の歴史や文化にまつわるコンテクスト（背景や状況や場面）に沿って、多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴を生かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるものである。

この計画を作成・実施することにより、住民や民間団体、神社仏閣など文化財所有団体、教育機関、行政などが、地域総がかりで文化財を守り、伝え、活用する推進体制を構築して、文化財の存続につなげていくことが期待される。

精華町でも、この計画を作成し、広く周知することによっ

て、歴史や文化にまつわる多様な文化財を広い視野で見渡し、文化財の保存・活用に対する地域住民の関心や理解の促進を図り、精華町の特徴を生かしたまちづくりや、観光資源としての活用につながることを期待できると考えている。

計画の作成スケジュールについては、令和7年度に計画作成を完了する予定としており、令和7年度中に文化庁へ申請をして、文化庁長官の承認を受ける必要がある。

計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間を予定している。

文化庁の調べでは、今年7月時点での全国自治体の計画作成の取組状況は119団体であり、このうち京都府内では7団体で、京都市、舞鶴市、与謝野町、亀岡市、長岡京市、京丹後市、木津川市となっている。

続いて、要綱の各条項について説明させていただく。

第1条は、文化財保護法に基づく設置目的、第2条は、設置する協議会の所掌事務、第3条は、協議会を組織する構成員で、1号の学識経験者から6号までの各団体や関係機関に所属する委員14人以内で委嘱または任命する予定であることを定めるものである。

第4条は、委員の任期は所掌事務が終了する日までと定めるもの。

第5条から第7条は、協議会に会長と副会長を置き、会議は会長が招集し、会長が議長を務めること。また、協議会の庶務（事務局）については、教育部生涯学習課で行うことを定めるもの。

第8条は、この要綱に定めのない細かな事項については、会長が別に定めることを規定する。

最後に附則として、この要綱は、令和5年12月1日からの施行を予定している。

【委員からのご意見】

新 司 委 員	計画期間とは何を指すのか。
生涯学習課長	令和5、6、7年度で計画作成に取り組み、文化庁の承認

を令和7年度までに得る予定としている。完成した計画を実行していく令和8年度からの10年間は、要綱という計画期間となる。計画期間の後も、そこで見直しをして計画を改めたり変更したりという作業が出てくるのではないかと考えている。

新 司 委 員 精華町には多くの文化財があり、登録指定文化財も多いが、未指定の文化財も含めて計画を作成することだが、未指定の文化財は精華町にどれくらいあるのだろうか。

生涯学習課長 指定されている文化財については数字が出せるが、未指定の数となると、これから計画を作成する段階で調査をしながら、大きいものから小さいものへ、古いものから少し年代が新しいものへと進めていくにつれて、幅が広がってくるかと思うので、今、数字を具体的にお示しすることは難しい。

松 下 委 員 新司委員のおっしゃるとおり、調査を進めていくと計画に盛り込むべき文化財が本当にたくさん出てくるかもしれない状況があると思う。重要文化財などは大体は平安期、鎌倉期もしくはそれ以前のものが指定される傾向で、江戸期になったらほぼ指定対象にはならない。だから、仮に鎌倉期以前のものが各お寺から出てきたら大きな話題になるだろう。

調査するまで数は分からないが、大変貴重なものがあるだろうことは事実だと思う。私の地域のお寺を見てもそう感じる時があるし、町内には多くのお寺があるので期待したい。

川 村 教 育 長 確かに江戸期に入ると現存している件数自体が多くなる中で、国指定重要文化財になっているものはかなり絞られる。桃山時代まで遡ると指定される文化財が増えるという話を聞いている。

基準として、100年ぐらい経つと対象にはなってくるようで、近代建築にも重要文化財がある。

山城郷土資料館では昔の暮らしと題して、昭和30年代から40年代の電気釜なども文化財として展示している。町ではそこまで範囲を拡げてしまうと大変なことになってしまうが、文化財の範囲は常に一定とは限らないと考えている。

松 下 委 員 特に埋蔵文化財関係は、この地域では大きな工事があると必ずと言ってよいほど出てくる。城陽市の高速道路の建設工事では相当な数の文化財が出ており、山田川の樋ノ口遺跡も自動車道の整備の関係で出てきたものなので、精華町内で何か大規模な造成工事などがあれば、貴重な文化財が出てくる可能性はあるだろう。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 学校訪問について

川 村 教 育 長 この間、教育委員の皆さんには小中学校への学校訪問をしていただいた。今年度は、各校の学校自慢や特色をテーマに説明してもらうことで訪問させてもらったわけだが、委員の皆さんから感想やお気づきの点など発言いただければと思う。

高 岡 委 員 今回は5つの小学校と3つの中学校に訪問させていただいた。どの学校に行っても児童生徒の元気な姿、笑顔を見せてもらい、私が元気をもらったという感じで、どの学校でも子どもたちの元気をアピールされていたと思う。

子どもたちのタブレット授業も浸透していて、調べ学習などに使ったり、自分の意見や発言をする際に当たり前前に利用していたところは、さすが、子どもたちの適応能力はすごいと感じた。中には先生が書いた黒板をタブレットで撮影している子どもがいて、そのような使い方も認められるのかなと思いつつも、賢い使い方であるという感想を得た。

タブレットを利用する授業が進むことによって先生方の授業の準備にかかる時間の短縮にはつながっているだろうと感じたが、それでもやはり教員の働き方改革がまだ十分には進まないのは、ぎりぎりの人数で学校業務を回しているからなのだろうと感じられた。

昨今、増え続けている不登校児童生徒の問題は、教員不足も大きく響き、学校では抱えきれないぐらいになっている状

況なのではないかと思う。私自身も少しでも働き方改革と不登校に関しての子どもたちの対応、保護者の対応についていろいろなことを勉強し、これからも委員活動を進めていきたいと感じた。

新 司 委 員 今年には各校の学校自慢についてということで、学校経営や特色について校長先生からお話を聞かせていただいた。各校とも、確かな学力を育成し、子どもたち一人一人を大切に作る魅力ある学校づくりをしていきたいということを熱く語っておられた。

また、先生たちからは、教師が学び続ける、互いに学び合う、高まっていこうという雰囲気を感じられた。

重点研究についての報告も多くあり、研究テーマを2、3年で変えて、この間、言語力、道徳、算数など様々なテーマで研究を進めておられるのだが、それぞれ違うテーマのようであり、人とのコミュニケーションをつくっていく力の育成と、今日的なICTを活用した授業の研究、改善という部分では共通していたと思う。

また、総合的な学習の実践について、教育の方法が受け身から主体的な学びへと変わっていることは、今では当たり前のことではあるのだが、その変化がとてもよく分かり感心した。中学校のキャリア学習は3年間を見据えた内容とされていて、実態把握から課題の分析、問題解決をするために様々な方法を考えて探究し、そして自分たちで判断して考えていく、さらには自分の生き方についてもしっかりと見つめていく、そういった能力を育てるという研究をしておられた。

また、ある学校で報告のあった、精華町のまちづくりを考えるとという総合的な学習の時間の取組については、3年間を見据えて産業、教育、文化、環境問題などの中から、子どもたちが自分でテーマを決めてまちの未来を考え、最終的に提言をしていくという学習のプロセスがすばらしいと思った。しっかり自分で解決して報告を見出していくという、今の時代に合った子どもたちへの教育の進め方として、とても感心

して見学させていただいた。

松 下 委 員

まず、全体として大変落ち着いて安定した学校生活を子どもたちは送っていた。昨今、山城地方でも一部の中学校で荒れた学校が出てきたようだが、そういったことは一切見られず、今年も訪問者である我々に対して児童生徒が軽く会釈をするなど、大変気持ちのよい学校訪問をさせていただいた。改めて学校にお礼を申し上げたい。

そういう意味で、今後、何か新たなことが出てきた時に、それに取り組むことができる基盤が各学校にできていると感じた。

学校訪問を受けての意見としては3点で、1点目は昨年ぐらいから学校トイレの洋式化工事を進めてもらっているので、ほとんどの学校では大変きれいに使用されており、掃除はされているのだが、今までのトイレとは仕様が異なり、おそらく掃除の方法が違うのだと思うが、一部で、少し汚れていると感じるトイレが見受けられたので、今後、そういった点の指導が必要ではないかと感じた。

2点目は少子化で、2中学校の校区で、小中学校共空き教室が目立った。これを今後どのように活用するか。もちろん、児童生徒数が増える見込みであれば考える必要はないのだが、そうでなければ何らかの活用方法を本格的に考えていかなければならないと感じた。

例えば、京都も京都式少人数教育をやっているが、習熟の程度に応じた少人数授業で、2クラスを3講座に分け、それを特別な教科の専門の教室として活用するといったことも考えられるし、また、昨今、特別支援の関係も含めて教育相談やカウンセリングをしたり、発達障害のある子どもたちがクールダウンする部屋などが必要となっているので、それを整備することも考えられる。現在も既に別室登校者のスペースを各学校共整備されていたので、そのような少し違った活用の方法も考えていかなければならないのではないかと思った。

また、精華中学校のように地域連携が進んでいる学校もあ

るので、学校運営協議会等の関係もあるが、各学校に地域の人と学校が協働するための場所、地域住民との連携ルームのような場所をつくって、防犯上の課題はクリアしなければならないが、地域の人と子どもたちと学校がうまく関われるような、そんな部屋づくり、場所づくりをしてもよいのではと感じた。

ある高校の取組だが、イングリッシュカフェという、地域の英語に堪能な人が一定時間、例えば放課後や昼休みに学校に来て、子どもたちと英語でやり取りするという取組をされているところもあるので、そういったことをやっても面白いのではないかと思った。

つまり、本町の現状と課題を把握した上で、その解決に空き教室の活用が効果的かどうかを検討する、そういった考え方が必要だと思う。

3点目は、学力ということで、今年度から京都府が実施している学びのパスポートについては、一人一人の学力を見える化するということだが、それを個別の指導に生かすことができるかとされている。しかし、これは逆に言えば、教員が一人一人の子どもを指導する時間を確保する必要があるということになる。そのため、次年度以降で、これに関わる働き方改革の問題が出てくるだろうと感じたので、今の段階で計画していくことが必要だと思う。人を増やせばよいのだが、まずその人がいないということは既知の事実であり、志望者を増やすためには教員の魅力を発信するしかない。

また、小学校2校で授業改善に取り組まれており、中学校では1校でとても良い取組を授業でされている学校があって、これは、冒頭に言ったとおり、取組のための基盤整備を、陰ながら先生が力を合わせて安定した学校づくりをされた成果であり、そのことがよく分かったので、課題も多いが、今、精華町の小中学校8校は本当に安定した学校経営をされていると感じる。

井上委員 例年、学校訪問は校長の話聞き、学校経営方針や授業を

見せてもらうというパターンなのだが、本音を言えば、実際に子どもたちを指導されている教員の方とも意見交換できればと思っている。授業を見るだけでなく、実際に指導されている教員と話すことで、現場が考えている課題などが見えるのではないか。

ホームページが更新された際、町立学校の学校評価が掲載されなくなっており、我々が学校評価を目にする機会は少ない。京都市内の学校であれば、前期と後期の学校評価をホームページで出しているの、形骸化しているきらいはあるものの、内容を把握できる。学校評価が見られないので、話を聞いているだけ、あるいは見ているだけということになってしまっている。

授業に関して、改めて考えると、学生の時に授業のやり方の基本的な部分を教えてもらう機会は少ない。私が教えている学校では、専門実習で長い期間学校に入って授業を見て、自分なりに見よう見まねで覚えていき、その上に教材研究や研究授業をしながら磨いていくという感じとなっている。

私は今、やましろスタンダードをテキストにして学生に教えている。今の学生はあまり本を読まないのだが、やましろスタンダードで基本的なことを一通り教えると、ある程度形にはなってくるので活用しやすい。今の教員もICTなどを使いながら様々な工夫をして授業をされているが、非常に良い授業をされている教師もいる一方、やはり、基本的なところが抜けている教師もいるので、その質を上げていくことが課題だと思っている。

そして、学校訪問時の立ち話では、人的資源が不足しているという話をどの校長もされていた。現職の校長にとって、自分のビジョンを持って自分のしたい教育を学校全体でやっていく上では、やはり教員不足や働き方改革が足かせになってしまっているようだ。

校長が限られた人的資源で自分のしたい教育をやっていくには、先ほど学校の評価の話題にも触れたが、何が課題で、

何が必要かをしっかりと分析し、カリキュラムを縦と横で構成していくこと、つまりカリキュラムマネジメントが求められているが、保護者からの期待など様々な要素があるので、カリキュラムを増やすのは簡単だが、削っていくのは本当に難しいという、大変な時代になっていると思う。

他の委員からもあったように、各校長が非常に安定した学校経営をされていることは頼もしいことではあるのだが、更にすばらしい学校をつくっていくには、困難なことは承知しているが、校長先生にお願いするしかないので、各校長にはカリキュラムマネジメントの取組をぜひ頑張ってください。

川村教育長 各委員のご意見と感想をいただいたが、私も一言申し上げると、確かに子どもたちは非常に落ち着いて学んでいると思った。去年辺りから授業中に寝ている子が目立ったり、廊下を立ち歩いている子がいたりということは、ほとんど見かけなくなってきた。しかし、真剣に学んでいるかどうかは見ただけでは分からないことではある。

そういった中で、今こそ学習指導要領がいうところの主体的・対話的で深い学びを推進していかなければならないと思うのだが、新司委員からご指摘いただいたように、中学校の総合的な学習の時間の取組のリニューアルが見えてきたので、当該校にはこれをしっかりとやり切ってもらい、どんな取組をして、どんな成果が出たかを対外的にも発信していくことが大事なので、今後そういった発信に関しての指導をしていきたいと思っている。

また、トイレ清掃だが、確かに少し行き届かない学校もあって、去年それを指摘したら少し改善したところがあるので、比較するため意識して見ていた。教職員ができる範囲のことは限られているので、掃除の際に最低限押さえるべきポイント、といった観点での指導が必要ではないかと思う。

空き教室については、更衣室、特別支援学級、通級指導教室、別室登校者の指導スペース、そして学童保育に貸してい

る部分などがあり、実はあまり余裕がなくなってきている。私が昔、京都府にいた時に、高等学校で空き教室をどうするか検討したことがあるのだが、検討の期間中に現場に任せていた結果、習熟の程度に応じた授業で講座が延びたので使っているとか、地域でこんなことをして活動に使っているとか、何の心配もなく活用されていたという経験もあるので、町立小中学校でも同じような状況なのではないかという印象だが、空き教室が無駄にならないようチェックはしていきたいと思う。

可能な限り全員で全校を回るというこの学校訪問の取組は、精華町教育委員会として他に誇るすばらしい取組であるため、さらに充実させていくべきと思っている。

(6) 事務局からの諸報告

教育部長 1 令和6年度教育部の予算要求の概要について

まず、予算編成にあたっては11月2日に令和6年度の予算編成方針が示されており、その中では本町の財政状況は町税収入の増加や債務の削減によって財政指標については良化傾向にあるものの、実質的な財政状況は他の自治体と比較して高い水準である現行の行政サービスを維持するために必要となる経常的経費が増加傾向にあり、本町の財政を常に圧迫、硬直化している状況が継続しているとされている。そのような厳しい財政状況の中においても、教育部として必要不可欠な事業を厳選し、事業実施に必要な予算を要求したものである。

ここ3年間の教育部の予算規模としては、当初予算ベースで令和4年度は18億7,648万5,000円、令和5年度は15億1,538万7,000円、そして今回、令和6年度として予算要求している額が21億9,204万1,000円となっている。

令和6年度の予算は、現在、財政部局で査定が進められており、年末からは杉浦町長の理事者査定を経て、1月上

旬には予算案が決定される見通しとなっている。本日ご説明する内容はあくまでも教育部として予算要求している内容であり、これが100%予算配当されるというものではない。最終的には予算配当された範囲の中で知恵を絞りながら工夫して事業を実施するものだとご理解いただきたい。

まず、学校教育課、生涯学習課ともに、今回、会計年度任用職員の報酬が人事院勧告によって月例給のベースアップが実施されるほか、勤勉手当が新設され、その結果予算額が大幅に増額になっている状況である。

新規、または重点的に要求した内容に絞って説明させていただきます。

まず、学校教育課関係だが、事務局一般事務経費では、スクールサポートスタッフ、ICT支援員の体制を強化することで教職員の負担軽減、ICTを活用した教育の側面支援を行う。また、京都府の子どもの教育のための総合交付金を活用して、別室登校者対応指導員や医療的ケア児受入れのための看護師を新規に配置する。

学級支援員配置事業では、財政状況は非常に厳しい中ではあるが、支援を必要とする子どもたちのために支援を充実するべく大幅な増員要望をしている。

小学校管理運営事業では、プール開始前の清掃の業者委託などで教員の負担軽減を図り、また、体育館への空調設置に向けた調査費とともに、空調の設置ができるまでの間の熱中症対策として大型冷風機の購入経費を計上した。そして、これまでPTAの事業として契約されていた保護者連絡用ツールの使用料なども新規に計上している。

なお、トイレ洋式化は令和6年度では東光小学校の工事と精華台小学校の設計に着手するほか、トイレ洋式化以外にも優先度の高い施設改修関係予算を計上しているところである。

要・準要保護児童生徒就学援助事業では、準要保護の認定基準を見直して、現在は生活保護基準の1.2倍として

いるところを1.3倍に緩和し、認定対象者を増やすという見直しを検討している。

中学校管理運営事業では、小学校と同様の事業の組立てではあるが、トイレの洋式化は精華南中学校の工事と精華西中学校の設計に着手する。その他、課題となっている施設改修工事などの経費も計上している。

中学校教育振興関係経費では、4人分の部活動指導員の報酬を計上し、教員の負担軽減に努めたいと考えている。

小中学校給食無償化事業では、小中学校の給食の完全無償化を実施した場合、これまで保護者から徴収して取りまとめていた私会計ではなく公会計で処理、経理するために、必要となる賄材料費として1億7,700万円を新規計上している。ただし、こちらは杉浦町長の選挙公約ではあるが、財源の見通しをつけてから実施したいと言っておられるので、いつから無償化が実施されるかは杉浦町長ご自身が決断されることと考えており、教育委員会としては無償化にはこれぐらいの経費がかかるということで計上している。無償化実施に向けては様々な課題を整理する必要があることから、粛々と準備を進めたいと考えている。

これら学校教育課の令和6年度の歳出予算の要求総額は16億145万3,000円で、昨年度が13億8,393万7,000円だったので約2億円強の増額になっているが、この大きな要因は、昨年度計上していた防災食育センターの建設工事費、初度備品購入費などがなくなった一方で、トイレの改修工事費が資材費と人件費が高騰していること、また、給食無償化の経費や会計年度任用職員の報酬が大きく増額していることが挙げられる。

続いて、生涯学習課関係だが、今年度から動き出している中学校の文化部活動の地域移行の実証事業に加えて、運動部活動についても実証事業に取り組むべく予算を計上している。

また、京都府の交付金を活用した読み聞かせのファース

トブック贈呈事業なども支出で計上している。

町内の体育施設の老朽化は相当進んでおり、今年度から精華町スポーツ協会と共同事業体として指定管理者に参画している三幸株式会社から、施設の維持管理のノウハウをもとに様々な指摘や提案をいただいております、むくのきセンターの天井耐震改修工事以外にも優先度の高い改修工事を計上している。

その他では、災害発生時には打越台グラウンドと旧打越台環境センター跡地を一体的に防災受援施設として活用するという事で、その施設整備に向けた詳細設計の経費も計上している。

まず、社会教育一般事務経費、そして図書館運営事業については、学校教育課と同様に勤勉手当などの新設により会計年度任用職員の報酬が増額となっている。

生涯学習支援事業では、寿大学や視聴覚障害者などが参加される生涯学習講座の実施の際の手話通訳者や要約筆記の人件費、機材の経費を新規に計上している。

青少年健全育成事業では、来年度に京都府PTA協議会研究大会がけいはんなプラザで開催されるため、会場費などを助成することで増えている。

中学校文化部活動の地域移行に向けた実証事業では、今年度に引き続き委託料を計上しているほか、町内の子どもたちに対する実証事業への参加費助成制度の新設を検討している。

図書館運営費では、図書館情報システムの更新業務委託を、また、移動図書館車運行事業では、車両修繕の費用などを計上している。

文化財保護事業では、文化財保存活用地域計画を策定するための策定協議会の委員報酬やコンサルへの委託費などを計上している。

町内遺跡発掘事業では、菅井・植田地区の民間事業者による精華学研東部土地区画整理事業で、本来事業者が負担

する発掘調査に要する経費を、町が一旦立て替えて発掘調査を実施して最終的に精算する形になるため大きい金額が計上されている。

中学校の運動部活動の地域移行に向けた実証事業では、文化部活動の地域移行と同様の実証事業に取り組むための経費を新規に計上している。

体育施設等運営事業では、むくのきセンターの天井耐震化改修工事のほか、老朽化している体育施設の修繕、改修に要する経費や、むくのきセンターの指定管理料や指定管理者評価委員会の支援業務などの経費を計上している。

これら生涯学習課の令和6年度の歳出予算の要求総額は、5億9,058万8,000円で、昨年度の2億136万3,000円より約3億9,000万円増え、約2.9倍になっているが、この大きな要因はむくのきセンター体育館の天井耐震改修工事に要する経費と、防災受援施設の詳細設計費などの新規計上によるものである。

令和6年度の教育部の予算要求の概要は以上だが、冒頭でも申し上げたとおり、あくまでも予算要求している内容であり、最終的に予算が確定した段階において改めて説明させていただきたいと思う。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

10月の問題事象はゼロ件。

不登校の児童数は20人。

(2) 中学校

10月の問題事象は2件。

うち1件は生徒間暴力だが、2件共、指導の上、現在は解決、収束している。

不登校の生徒数は55人。

小学校は、夏休み明けの前月と同じ数だったが、中学校で

は前月より6名増えている状況である。この一因としては、10月は運動会や体育大会があり、行事の取組に関わることによる欠席が考えられる。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

10月の重災害事故の報告は1件。

総括指導主事 3 インフルエンザによる臨時休業について

10月のインフルエンザによる臨時休業は、川西小学校で学年閉鎖が1件、精北小学校で学級閉鎖が3件、精華中学校で学年閉鎖が1件と報告しているが、11月に入ってもインフルエンザの流行は継続している状況にある。

学校教育課長 1 令和4年度精華町教育委員会評価報告書について

教育委員会評価報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づくもので、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を報告書としてまとめているものである。

令和4年度における教育委員会の活動状況については、教育委員会の会議、あるいは総合教育会議の開催状況、また会議において議論いただいた議事や協議事項、各種の報告事項、そして後援事業の状況などを様々掲載している。

そして、教育委員会事務局で取りまとめた自己評価として、本町で実施している行政評価システムによる施策評価について教育委員会の所管する内容を抜粋して掲載している。これらは第5次総合計画の6つの施策の体系に沿って実施をしたものであり、それらの評価内容をさらに全体評価としてまとめている。

この全体評価から少し抜粋して説明させていただくと、まず、施策の柱の1つ目、教育振興の関係について、令和4年度では、これまでのコロナ禍における教育活動を通じて日

常的なタブレット端末の利用が当たり前のものとなり、学校現場でのICTの利活用がさらに進展した。引き続き、効果的なICT活用の実践研究やデジタル・シティズンシップ教育の推進など、積極的にICTの活用推進に努めていくということでまとめている。

次に2つ目の柱、教育環境の関係については、最大の課題であった中学校給食の実施に向けた防災食育センターの建設をはじめ、各中学校の配膳室の整備、調理配送業務の委託業者の選定など、令和5年度2学期からの給食開始に向けて大きく準備が進んだという内容になっている。

また、学校施設の長寿命化計画に基づく小中学校のトイレの洋式化、乾式化の工事では、令和4年度は前年度に引き続き精北小学校と山田荘小学校の改修を行った。令和8年度までに全ての小中学校の洋式化改修の完了を目指して、今後とも計画的に取り組むということでまとめている。

次に、1つ飛ばして柱の4つ目、文化の活動については、文化活動や文化協会設立20周年を記念したせいか文化フェスティバル2022を開催するとともに、これまでの成人式を民法改正による成人年齢の引下げに伴い二十歳のつどいとして実施した。

また、5つ目の柱、スポーツ活動については、新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和が進んだことで、感染防止対策を徹底しながら多くの事業に取り組むことができた。

いずれも今後も町民の文化振興と健康増進を図るため、住民ニーズの把握に努め、より地域に根ざした生涯学習、スポーツ振興の取組を進めていくということでまとめている。

次に、6つ目の柱、図書館の関係については、令和3年度末に更新した移動図書館車の運用が始まったということで、巡回場所についても併せて見直しを行っている。今後も暮らしに役立つ図書館を目指して、各種サービスの充実に努めていきたい。

以上が、令和4年度における施策ごとに基づいた教育委

員会の全体評価、自己評価の内容となる。これらの教育委員会での自己評価の内容も含めて、教育に関する学識経験を有する方に第三者の視点から評価をしていただき、その内容を掲載している。

この第三者評価については、施策の柱ごとに事業を評価していただいたほか、教育委員会の運営全般などについても評価いただいております。全般的には本町の教育行政についておおむね良好であるとの評価をいただいております。

評価いただいた内容の一部を抜粋して説明させていただきます。

まず、教育の振興と充実では、コロナ禍においてもICTの効果的な活用などにより手厚い教育活動を行っていること、また京都府平均以上の学力を維持できていることなどに評価をいただいております。このほかにも全ての学校に学校運営協議会を設置したことへの評価と期待、いじめや不登校など問題事象について、よりきめ細やかに組織的な対応が必要であるという意見なども頂戴しております。

次に、教育環境の整備の中では、これまでに取り組んできた学校施設の耐震改修、空調整備、ICT環境整備などに高い評価をいただくとともに、中学校給食を担う防災食育センターの建設、トイレの洋式化に大きく期待を寄せていただいております。

また、歴史では、歴史への関心を深めることや文化財の活用などに対して意見を頂戴しております。

さらに、文化活動の推進、また、スポーツ活動の推進の中では、コロナ禍においても規模が縮小となるものもある中、様々な工夫によって各種のイベントを開催したことに対して評価をいただいた。

図書館活動の推進と充実では、多様なニーズに応える町の情報拠点として図書館運営全般において高く評価をいただいております。

次に、全体評価として、教育委員会運営全般に対しては、

委員会の議事録や活動内容の報告などから、開かれた教育行政の運営をしているとの評価をいただいている。

また、学校現場との関わりを深め、引き続き、子どもや教職員の声に耳を傾けて教育行政を推進して行ってほしいという意見も頂戴した。

報告書の内容に対しては、これまでの本町の教育行政の取組をまとめた内容についておおむね評価をいただいております、引き続き、課題解決を図り、教育の質を高めて効果的な教育行政を推進するという点について、大きな期待を寄せていただいている。

この評価報告書については、現在開催中の議会定例会12月会議において所管の常任委員会の中で報告をさせていただく予定としている。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

1点目、表彰の受賞について、令和5年度京都府警察本部長、京都府少年補導連絡協議会会長連名の表彰を、里地区にお住まいの井上好氏が受賞された。同氏は、精華町青少年健全育成協議会の監査を務めておられ、少年補導功労者表彰を受賞された。青少年健全育成協議会の役員として18年の長きにわたり青少年の健全な育成活動推進に取り組まれたことが評価されたものである。

2点目、図書館の文学講座の開催について。12月2日土曜日の午後、役場交流ホールで京都府立大学の藤原英城教授をお招きし、「江戸時代 京都の出版文化－雅から俗へ－」と題して講演いただく。

3点目、令和5年度の精華町二十歳のつどいの開催について。来年の1月8日月曜日の成人の日、午後1時30分開式で、京都府立けいはんなホール（けいはんなプラザ）で開催する。今年度の対象は約450人と見込んでいます。

なお、コロナ禍の間、保護者は入場制限で来場を断る形で実施していたが、今回から保護者にも会場に入ってもら

くという取扱いで対応したいと考えている。

(7) 後援関係

10月から11月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数10件、すべてが生涯学習課関係で、内訳では社会教育課係の担当が9件、他1件が社会体育係の担当となっている。

(8) 12月の行事予定

今年度の町立小・中学校における2学期の終業式は12月22日であり、1月8日まで冬季休業期間に入る。

第12回教育委員会会議については12月19日開催予定である。

(9) 閉会

教育長が第11回教育委員会の閉会を宣言。